

一七世紀デカンにおけるムガル帝国の支配

——特に官職知行制度とその荒廢——

深 沢 宏

一 序 言

英領になる以前のインドにおいて、国土の大部分が統一的な支配権力の下に置かれ、かなり永い期間にわたって相対的に安定した政治体制が成立したのは、三回しかなかったと言われている。第一回はマウリヤ帝国（西暦紀元前四世紀初頭—同二世紀末）、第二回はグプタ帝国（同紀元後四世紀初頭—六世紀中葉）、第三回はムガル帝国（同一六世紀初頭—一九世紀中葉）である。そしてマウリヤ帝国とグプタ帝国との間には、政治経済体制において大きな相違のあったことが指摘されている。即ち、

前者は高度に中央集権的な官僚制国家であったのに対し、後者には、先代から続いた聖職者に対する土地授与のほかに、新たに貴族・官僚に対する土地乃至地域の授与も行なわれ始め、いわば「封建化」への萌芽がこの時期に始まり、そしてこの傾向は、一二—一三世紀ムスリムの侵入と征服の頃に一つの頂点に達していた、⁽¹⁾と云うのである。

一三世紀初頭から一八世紀初頭ムガル帝国の事実上の解体に至るまでのいわゆる「ムスリム・インド」の時代は、後に言及されるように、ムガル時代に関する政治経済史的研究が最近かなり活発になったのを別とすると、

インド史においても研究の特に未開発な分野の一つである。⁽²⁾ 然し、ムスリムによる侵入と征服の過程において、既存のヒンドウ系諸王朝の貴族や高官たちが更に一層地方に分散し、徐々に在地領主化の傾向を強めていったであろうことは、ほぼ間違いないことであり、部分的には実証されていることでもある。⁽³⁾ いずれにせよ、ムスリム支配者は、各地に見出された大小多様な領主層をベルシヤ語で「ザミーンダール」(土地保有者)と呼ぶようになった。⁽⁴⁾ そしてこのザミーンダール制は、英領時代に重要な性格変貌を示しながら存続したのち、独立後の土地改革の主要な対象となって制度的に廃止されつつも、なおその遺制は今日のインドにおいても根強く見出されるのである。このザミーンダール制のムガル時代における様相は、後に改めて簡単に言及される。

また、古代・中世のインドにおいて、全国土を政治的に統一しようとする動きは、右の三帝国に限られたわけではなく、言わば常に存在し、事実、この三帝国のほかにも、国土の大部分を領有した権力は繰り返し現われたのであるが、これらは概して短命であったし、差し当り本稿に関連しないので省略する。

周知の通り、ムガル帝国は、「ムスリム・インド」の最後を飾り、インドの歴史的命運を決定的に方向づけた大帝国であった。それは、第三代皇帝アクバル(在位一五五六一一六〇五年)の治世に確立し、第四代皇帝ジャハーンギール(在位一六〇五―二七年)、第五代皇帝シヤール・ジャハーン(在位一六二八―五八年)、第六代皇帝アウラングゼーブ(在位一六五八―一七〇七年)の四代にわたって全盛期を実現した。然し、その後一八世紀初頭から、帝国は分解と没落の一途をたどり、同世紀初頃には、帝国の形骸を保つだけとなり、事実上はデリー周辺の小勢力に転落し、一八五八年「セポイの反乱」を契機として名実共に消滅したことも周知の事柄に属する。アクバルは、アーンガラを都として、一六世紀後半に北・東部インドを征服して、帝国の直轄領とし、同時にラージャスタン地方のヒンドウ系諸王国についてはその存続を認めて属領の地位に立たせたのち、同世紀の末に南進を開始し、まずグジャラートのムスリム王国を征服して、直轄領に加え、次いでデカンの一部を併合して没した。その頃デカンには三つの強力なムスリム王国があった。即ち、アフマドナガルを都としたニザーム・シャ

ーヒー王国、ゴールコンダを都としたクトブ・シャーヒー王国、及びビジャールを都としたアーデル・シャーヒー王国である。アクバルののち、三代のムガル皇帝の主要な野望は、このデカン三王国を征服することにあつた、と言つて差支えない。ジャハーンギールは、まづ北端のニザーム・シャーヒー王国を数回にわたつて攻撃したが、これを征服し得ずして没した。この王国が遂にムガルの軍門に降つて併合されたのは、シャー・ジャハーン⁽⁶⁾の治世、一六三六年のことであつた。その後皇帝は、皇子アウラングゼーブを新領土デカンの総督に任命し、残る二つの王国を攻撃させた。アウラングゼーブは、即位後首都をデカンに移し、戦鬪を繰り返すこと三〇年に及んで、一六八六―七⁽⁷⁾年、二つの王国をどうにか征服し、これを帝国の直轄領に加えることが出来たのである。然し、後に改めて言及されるように、この頃既に、デカン西部の一角に、シヴァージーを指導者とする現住民マラータ人が台頭し、執拗にムガルに抵抗したため、アウラングゼーブは、デカンを完全には掌握し得ずして没してしまつた。

ところで、ムガル帝国の行政制度は、先行するムスリ

ム諸王朝のそれをかなりな程度まで継承しつつ、やはり、アクバルの治世に確立したと言ふことが出来る。彼の時代に、帝国の全領土は、一二(間もなく一五)の「州(Sūbah)」に区画され、各州は幾つかの「県(Sarkār)」に区分された。そして各県は、既存の幾つかの「郡」(Pargana 又は Mahal)を含んでいた。各州に、一名の総督(Sipah Salār, Subāhdār、後に Nazim, Navābとも呼ばれた)、一名の財務長官(Dewan) 一名の給与長官(Bakshī) 以下の官僚群が皇帝によつて任命され、同様に各県にも、一名の都市長官(Kotwāl) 一名の軍事長官(Faujdar) 一名の徴税官(Amalguzar, Amil) 以下の官僚群が皇帝によつて任命された。また各郡にも、郡行政官(Shiqdar) 郡徴税官(Amil) 査定官(Amin) などの政府官僚が居た。他方、郡には世襲の郡長(北・東インドで Chaudhuri、デカンで Deshmukh, Desai と呼ばれた)、世襲の郡書記(北・東インドで Qanungo、デカンで Deshpānde と呼ばれた)、郡内の各村落に世襲の村長(Mugaddam、デカンでは Patilとも呼ばれた)と世襲の村書記(Patwari、デカンでは Kulkarni と呼ばれた) などが在地役人層も居た。

(21) 一七世紀デカンにおけるムガル帝国の支配

勿論、アクバルの時代に比べ、一七世紀には、右に示した国家官僚の呼称に若干の変更もあり、また多少の改廃も行なわれたのであるが、かかる行政組織の大綱は、一八世紀初めまで殆ど変更されないで続いたと考えてよい。そして、一七世紀を通してデカンに新領域が獲得されるにつれて、新たに六つの州が設置され、その各々に右の如き官僚組織が導入されていたことも間違いない。いずれにせよ、こうして、行政・軍事・警察・治安を主な任務とする官僚群と並んで、地租の査定・徴収を主な任務とする別個の官僚群が任命され、互に機能を原則的に分離した点に、ムガル官僚制の一つの特徴があった。ともかく、こうしてムガル帝国は、高度に中央集権的な官僚制国家の少くとも外貌を実現した。そしてこのことは、単に外貌であっただけではなく、実質的にも半分は正にそうであったということが出来る。然し、この中央集権的官僚制国家には、別の反面があった。第一は、先にも言及され、後に改めて指摘されるように、各地にザミーンダールと一括して呼ばれた大小多様な土着領主が存在したことである。第二は、官僚に対する給与の主要な形態として、帝国直轄領の至る所に、数年ごとに交

替させられた官職知行 (Jagir) が貸与されたことである。

ここで、ムガル帝国の官僚制と国制とについて更に若干の点を簡単に説明しておかねばならない。第一に、中央・州・県・郡の官衙に居た事務職員は別として、貴族・高官などの推挙に基づいて皇帝が任命した官僚はすべて「位階」を与えられた。そしてこの位階は、 Shah (二人) と呼ばれる数と、 Muzaffar (二騎兵) と呼ばれる数とによって示されていた。例えば「五百ザート・百サワールの位階」というわけである。そしてこの数に応じて、俸給額が定められていた。このうち、「ザート」は官僚の個人的俸給の等級を示し、「サワール」は、彼が彼自身の負担において保持すべき騎馬の数を示している、と考えてほば間違いない。そして最下級の官僚は一〇騎 (後に二〇騎) から始まり、最高は五千騎にまで達した。第二に、かかる官僚群に対する給与の形態に二つあった。一つは、中央政府又は州政府の「国庫」(khazāna) から直接に現金で支給される形態であり、もう一つは、一定地域の税収を金額を定めて定期的な割り当てる「官職知行」の形態である。そして、この給与の二形態に対応

して、帝国直轄領は、「国庫收入地域」(Khatas, Khassa-
isharifa)と「官職知行」とに二大区分されていた。先
に簡単に説明された州・県・郡の帝国官僚組織は、直接
には、「国庫收入地域」について、その行政・軍事・徴
税その他の業務を任務としたのであり、官職知行とされ
た地域については、間接的に、一般的監督を行なうに過
ぎないものであったのである。⁽⁸⁾ 第三に、特に重要なこと
は、帝国直轄領の大部分は、官職知行として貸与された
地域であったということである。I・ハビーブの推定に
よれば、アクバルは、一五七四年頃知行制を廃止し、全
直轄領を「国庫收入地域」にしようとして試みたが失敗して、
知行制度が復活したのち、一五九六年北インドの三州に
おいて、全地租収入の二五%が国庫収入に過ぎなかった
こと、更に国庫収入は、ジャーンギルの時代に全国
地租収入の五%以下に低下し、シャー・ジャハーンの時
政再建政策によっても、七%—一四%の間にとどまり、
アウラングゼーブの治世一六六七年頃になって二〇%に
達したことが明らかにされている。⁽⁹⁾

残りの部分はすべて官職知行として分与されていたと
いうわけではない。知行とは別に、教学者、医師、特殊

な功勞者、寺院、学校などに対し、皇帝、知行受領者、
領主などが様々な名目を持つ免税地や地租収入を授与す
ることも行なわれた。然しこれらは合計して各地方の地
租の二—五%を占めるに過ぎなかったと言われている。⁽⁹⁾
であるから、帝国直轄領の七割から九割ほどは、常時官
僚に対して知行として貸与されていたことになるのであ
る。

かくして、ムガル帝国は高度に中央集権的官僚制国家
の外貌を示しながら、内実においては、かなり大きな権
力分散の契機を内包していたこと、そしてムガル政治経
済体制において、官職知行制度の占めた役割は甚だ大き
かったであろうことは容易に想像され得るであろう。

最近一〇年間、一部のインド人研究者を中心として、
ムガル時代の政治経済史的研究がかなり活発に行なわれ
るようになった。その結果、ムガル帝国の農業事情につ
いても、数多くの面が徐々に明らかにされてきた。今そ
の詳細を紹介する暇はないが、例えば、村落に、特定の
領主家族の居ない「農民制村落」と、その居る「領主制
村落」の相違があったこと、⁽¹⁰⁾ 「農民制村落」においても、
土地所有権を持つ「自営農民」(Khudkashī raiyat, ri-

「aya」と「小作農民」(muzarian)との階級分化が生じていたこと、⁽¹¹⁾他方で領主にも少くとも三種類があり、第一は、ムガル帝国に従属・朝貢するヒンドウ系諸王、或いはそれに準ずる広大な領域の保持者、第二は、世襲の郡長、郡書記、村長など、各自の区域におけるかなり大きな土地所有に基づいて、郡や村の地租の徴収・納入や治安などを義務づけられた世襲役人、即ち「中間領主」、第三は、数ヶ村を領有する通常の領主や、一ヶ村を分割所有する小領主層であり、⁽¹²⁾この最後の意味で、先述の「自営農民」も時折りザミンダールと呼ばれたこと、⁽¹³⁾などが最近明らかにされて来た。

そしてかかる研究動向の一環として、先に言及されたアリーガル大学のI・ハビーブ氏は、大著『ムガル帝国の農業制度』(一九六三年)において、本稿の研究課題としている「官職知行制」についても一章を割き、これを「地租分与」(Revenue Assignment)の制度と規定し、その一般的様相をかなり詳しく説明したのち、数年ごとに定期的に交替させられたこの「地租分与」の制度こそは、農民に対する収奪を促進・強化し、各地で土着領主層の反乱を誘起したものであり、ムガル帝国没落

の主要な原因であった、と考えている。⁽¹⁴⁾

ところで、右に示されたような最近のムガル経済史研究は、当然に、帝国の中核地域とも言うべき北部インドに集中されている。一七世紀ムガル権力がいわばその総力を挙げて、征服と支配を実現しようとしたデカンについては、ハビーブ氏などが時折り言及するほかは、いまだ何の実証的検討も行なわれていないのである。

私自身、一六世紀初頭から一九世紀末までのデカンにおける政治・経済・社会の歴史的展開を主な研究課題の一つとしている学縁もあって、本稿は、一七世紀デカンにおけるムガル帝国の支配体制の最も重要な一環であったに違いない官職知行制度のあり方を、出来るだけ經驗的に検討することを意図している。そこでまず第一に、この制度のいわば公的構造の復元を試みたのち、第二に、一七世紀後半、この制度の内的特性と外的諸条件とによって、この制度が荒廃して行く様相を検証しようと思う。このような研究を行なうことによって、一方で、ムガル帝国没落の財政的事情の一端が明らかになるかも知れず、他方で、マラータ勢力台頭の初期の様相が多少ともヴィヴィッドに描けるかも知れないと思うのである。結論的

には、ハビーブ氏が北部インドについて提起した論理に一致するかも知れないが、それならそれで、私なりに、それをデカンについて確認しておきたいと思うのである。

本稿の依拠する資料は、約三〇通の同時代のペルシャ語で書かれた断片文書である。これらは、ムガル帝国の最後のデカン総督が設立した旧ハイデラーバード藩王国の王室文書館に收藏されている二千万通にも達すると言われる⁽¹⁵⁾ペルシャ語文書の中から、オスマニヤ大学歴史学部長Y・H・カーン博士が中心となって選択し編集した三冊の文書集⁽¹⁶⁾に含まれている。これらの文書の大部分は、州総督府の「日録」(siyāha huzūr)、『皇帝の勅令』、その他の行政命令の「控え」(parwāncha)、『州給与長官の命を受け、その副官が作成する知行収入の「見積り書」(siyāha dāul, dāul)、『これら多様な公文書について、記録官 (Waqīahnavis) の作成した「要旨」(yādāsh) などである。またムガル帝国には、皇帝直属の多数の「諜報員」(Sawānehnigar) が各地に密かに派遣されて、情報を皇帝に直接に通知したほか、正規の「情報官」(Waqānavis) も各地方に派遣され、地域の状況を州総督を経由して皇帝に報告する制度もあった。⁽¹⁷⁾本稿の依

拠する記録の残りの部分はいかかろ「情報」(waqai)である。

(1) 例えば、中村元『インド古代史』上、第三編、同、下、第六編第五節(春秋社、昭和三八、四一年)。コーサンビ著『インド古代史』(山崎利男訳、岩波書店、昭和四一年)、第六一七章。R. S. Sharma, *Indian Feudalism: C. 300—1200*, Calcutta, 1965, Chaps. 1—VII. R. Coulborn, "Feudalism, Brahminism and the Intrusion of Islam upon Indian History", *Comparative Studies in Society and History*, Vol. X, NR. 3, Mouton, April 1968, pp. 356—74.

(2) ムスリム・インドに関する従来の主な研究について、拙稿書評「イルファン・ンビーヌ著『ムガル帝国の農業制度』(西暦一五六一—一七〇七年)」(『一橋論叢』第五一巻第五号)九七頁注(1)を参照。

(3) 全くの一例として、近く発表される拙稿「一九世紀西部インドにおける大土地所有——英領グジャラートのタールクダール制——」(松井透・山崎利男編『インドにおける土地制度と権力構造の歴史的展開』(仮題)東京大学出版会、昭和四四年)を参照。

(4) W. H. Moreland, *The Agrarian System of Moslem India*, Allahabad ed., 1929, pp. 8, 18, etc.

(5) 拙稿「アーディール・シャーヒー王国(西暦一四八九—一六八六年)の地方支配に関する一研究」(一橋大学研究

- 年報『経済学研究』8、昭和三九年(一七二)一七二、一九六頁を参照。
- (6) 例として P. Saran, *The Provincial Government of the Mughals (1536-1658)*, Allahabad, 1941, pp. 281-96. 前掲拙稿第四巻を参照。
- (7) P. Saran, op. cit. J. N. Sarkar, *Mughal Administration*, 4th ed., Calcutta, 1952 442を参照。
- (8) I. Habib, *The Agrarian System of Mughal India*, A. P. H., 1963, pp. 271-73.
- (9) Ibid., p. 314.
- (10) Ibid., p. 141.
- (11) B. R. Grover, "Nature of Land-Rights in Mughal India", *The Indian Economic and Social History Review*, Vol. I, No. 1, Delhi, July-Sept., 1963, pp. 2-6.
- (12) S. N. Hasan, "The Position of the Zamindars in the Mughal Empire", *ibid.*, Vol. I, No. 4, Apr-June, 1964, pp. 108-17.
- (13) N. A. Siddiqi, "The Classification of Villages under the Mughals", *ibid.*, Vol. I, No. 3, Jan-March, 1964, p. 82. この論文の前半は落丁している。
- (14) 前掲『拙稿書評「イルンファン・ンビープ著『ムガル帝国の農業制度』を参照。なお、官職知行を以って「地租分与」と規定するのは、前掲モアランドなど以来の通念である。

- (15) 拙稿「インドの公文書館」(『史学雑誌』第七五編第八号)六五頁参照。
- (16) 三冊の文書集の次の通りである。(1) Y. H. Khan ed., *Selected Documents of Shāh Jahān's Reign*, pub. by Dāfar-i-Diwanī, Hyderabad-Deccan, 1950, pp. xi+260. (2) Do. ed., *Selected Documents of Aurangzeb's Reign, 1659-1706 A. D.*, pub. by the Central Records Office, Govt. of Andhra Pradesh, 1958, pp. xv+243+18+2. (3) Do. ed., *Selected Waqai of the Deccan (1660-1671 A. D.)*, pub. by Central Records Office, Hyderabad Govt., 1953, pp. 4+xvi+157+170. 以下この題名に於いて、この文書集の(1)を *Shāh Jahān's Aurangzeb's Waqai* と略記する。
- (17) *Shāh Jahān*, pp. viii-xi.
- (18) *Waqai*, pp. 3, i-iv.

二 官職知行の構造

また、本稿の依拠する記録の一例として、ヒジュラ暦一〇四五年六月二九日(西暦一六三五年一月三〇日)付、一官僚に対する知行の貸与に関連する「控え」を訳出してみよう。訳文の上に付けた(一)、(二)……の番号と文中のカッコは仮りに私に加えたものである。

控 え

(一) (シヤール・ジャハーンジュルヌスの即位暦) 八年の聖なる(ペルシヤ暦) 八月三〇日アバーン(一)に、次のように確認された。ペラール州バーサム県カリール・ダムムニー郡から二万ダームの額が、(陛下の) 御承認(zimm) に従って、(即位暦) 八年の秋作カリの收穫の開始から、誓言に勇敢なる者クライシム・ベークの知行として確認されたので、上記郡の郡長たち、郡書記たち、村長たち、農民たち、小作農民たちは、右の人物をその額の知行受領者と認め、政府の地租及び諸徴収(mālvājī va haqūq-i-dewānī) についで、真実で正しい約束に従い、右の人物の代官たち(Gu-māshthāe) に対して責任を負ふ(jawāb gūftah) 不足や拒否を決して生じさせぬこと。また、上記の者に属する收穫(fasī-i-muta'alliq-i-mazkur) を知行の郡(mahāl-i-jāgir) から徴収せよ(bardāshī shudāh bāshād)。免職(又は降職)の後には、彼をして、徴収の権利を返還させよ(ān-rā bad vāz' haq-q-ut-tahsil bāz gardānidāh ba-dahānand)。

(二) 知行受領者の代官たちは、その地域の農民と人民一般イとが、幸福で満足し、熱心に耕作と定着とを行なうように、その地域の繁栄アイバドイニと福祉マムーリーに特別な努力を堅持し、特別の態度を示せ。この点について厳命を十分に心得て、圧迫や逸脱を行なうな。

(三) 三百人・百騎ザイトの位階サワールを持つクライシム・ベークの名における知行について御承認された額の見積り書が、総督……カーニー・ザマーンの署名を得るために届けられた。

騎兵百 徴収承認総額一二四万三千ダーム

(内訳) 適正支給額 (muvādiq-i-tankhvāh) 一二万三千ダーム 騎馬の四分の一(即ち二五頭)の故に停止されていた支給額二二万ダーム 支給承認額の説明 (muqarrara-i-tankhvāh ba-sharh-i-zānī) (総額) 一二四万三千ダーム

従来からの規則に従って一〇二万三千ダーム (内訳) デカン州ベール郡から四四方七千七百ダーム。ペラール州カリール・ダムムニー郡から五七万五千三百ダーム。現在、騎馬の四分の一の費用として二二万ダーム(が左の如く追加された)

バハードル・カーンの代りに、バーサム県カリー・ダムニー郡からの(追加)支給確定額が二二万ダームと確認された。

(四)(ヒジュラ暦)一〇四五年六月末日に確認された誓約書(sharh-i-tamasuk)。「私こと宮廷の臣クライシュ・ベীগは次の通り誓書を記します。私の指定された騎馬を二ヶ月後刻印のために連れて参ります。若しも刻印のために連れて参らぬ時は、私は(騎馬の)四分の一の故に保持している知行の義務から逸脱することになります。以上を公文書の様式において記します。」

(五)州給与長官(Bakshi-ul-Mulk)カーザム・カーンは、承認するとの署名つき文書(を書いた)。

(六)(即位暦)八年の聖なる(バルシヤ暦)九月一日に、写しが神の加護と共に記録保管所に送られた。

(七)総督……カーニー・ザマーンは、これに従い、(即位暦)八年、(トルコ暦)一二年(angitai)の秋作の收穫を支払え、との文書に署名した。

「控え」と呼ばれる文書には、右のように、同一の課

題に関連する幾つかの異なる公文書の「控え」が書き込まれているのが普通である。また通例差出人名も宛人名も明記されていない。いずれにせよ、この文書は、(一)三百人・百騎の位階を持つ或る下級官僚が、本来合計二四万三千ダーム(約三万ルーピー)の年俸を生ずる知行を認められていた、(二)然し彼は、定められた百頭の騎馬のうち二五頭を刻印のために持参しなかった、(三)それ故に知行から二二万ダームを差し引かれていた、(四)然し二ヶ月後に必ず馬を持参するとの約束で、二二万ダームを復活してもらい、その分の知行を或る郡の中に与えられた、という意味である。まず(三)の文書が作成されて、州の総督と給与長官とに提出され、これに基づいて(五)と(六)の指示がなされ、そして知行受領者は恐らく総督に対して(四)の誓書を提出し、次いで恐らく総督の名において、地方の世襲役人層と人民とに対して(一)の命令書、知行受領者の代官たちに対しては(二)の命令書が発せられ、そして最後に、書記官によって(六)の記入が行なわれた、と考えて良いであろう。

いずれにせよ、右に全くの一例として訳出された記録は、官職知行のあり方について、若干の興味深い点を明

示している。第一に、郡長、郡書記、村長など在地の世襲役人層（先に言及された用語を使用すると土着の「中間領主層」）や、農民たちは、指定された金額の納付に「責任」を負わされた。第二に、知行受領者は、その知行に「代官たち」を任命・派遣して、俸禄の徴収を行なわせた。第三に、俸禄は、本来政府の徴収すべき「地租及び諸徴収」からなる金額を以って明記され、受領者は、原則としてそれ以上の徴収を認められていなかった。

それでは、「代官たち」とは如何なる人々であったのであろうか。そして政府は、彼らによる追加徴収を如何にして牽制しようとしたのであろうか。また、かかる公的制度の枠内で、受領者は如何なる支配権を行使し得たのであろうか。

既に指摘されたように、ムガル帝国の官職知行は、不規則的な短期交替を原則とした。このことは、知行受領者の土着領主化を抑止する意図を持っていたものと思われ、従って知行は、任地から多少とも離れた場所に与えられるのが通常であった。例えば或る官僚は、転勤を命ぜられ、そのために知行から一層遠くなる不便を訴え、元の任地に復帰させられるよう請願したが、皇帝によって拒

否された⁽⁵⁾。従って、受領者たちは、「代官たち」を知行に派遣して、その管理と徴収を行なわせるのが通常であった。この「代官たち」について、若干の点を記そう。

まず第一に、彼らの多くは、外来のムスリムではなく、土地の事情に多少とも精通したヒンドゥであったようである。例えば、一六四四年、デカン総督アウラングゼーブ皇子は、デカンの各地に二五郡からなり、年俸総額一億一〇三五万ダーム（約二七〇万ルピー）の知行を持ち、そこに合計一〇名の徴収官^{カハリー}を任命していたが、これらすべてヒンドゥであった。しかも彼らの姓名から推察すると、彼らは商人カーストの成員ではなかったか、と思われる⁽⁶⁾。第二に、知行内の少くとも主な村落には、「駐在官」⁽⁷⁾ (Tahasildar) が派遣されていた。以上のような人々を総称して「代官たち」と呼んだのであろうと思われる。更に、知行受領者は、「譴責のために、知行に軍隊を派遣することが必要だと考えたなら」派遣すること⁽⁸⁾も出来た。そのうえ、知行受領者自身も、総督によって、知行管理のために短期間（例えば三ヶ月）の「休暇」⁽⁹⁾ (Tukhsar) を認められることもあった。

私の依拠する記録では、知行受領者が、知行の管理を

「請負い」(jāra, uhdā)に出したり、或いは自分の下臣に「分封」したことを示す記録は見出されない。⁽¹⁰⁾ いずれにせよ、知行受領者は、徴収官や駐在官から成る「代官たち」を知行に常駐させ、必要に応じて軍隊も派遣し、時折り自分でも知行に赴いた、と考えて良い。

このような知行管理の組織に対して、帝国政府は如何なる方法で牽制を試みたのであろうか。第一に、先にも言及されたように、州・県・郡の官僚層（これらもまた任地から多少とも離れた所に位階に応じた知行を持つのが普通であった）は、直接的には、管掌区域内の「国庫収入地域」の管理と運営に責任を負うものであったが、同時に、間接的には、区域内に散在する知行の状態についても、一般的な監督と監視を行なうべきであった。⁽¹¹⁾ 第二に、既に述べられたように、皇帝直属の「諜報員」や「情報官」も各地に派遣され、地方の状態を報告した。そして第三に、州の財務長官は、時折り特別の官吏(mutāsaddī)を県に派遣し、県内諸郡の地租の査定・徴収の状態を調査させ、併せて郡長・郡書記の署名のある関連書類を集めさせ、特に、「知行受領者の誰かが、圧制の手を農民の上に伸ばすこと」を制止させ、農民をし

て耕作に努力させるように配慮せよ、と命ずることもあった。⁽¹²⁾

政府当局によるかかる統制と監督の下において、知行受領者は、徴収すべき「地租の決定」(jāmbandī)に際して、郡に居る政府の査定官の同意を得るべきであった⁽¹³⁾、また、州の給与長官に対し、年々の「徴収状態」(hāl-i-hasil)を報告すべきでもあった。⁽¹⁴⁾

このように見る限り、官職知行制を以って「地租分与」の制度に他ならなかったと考えて、殆ど間違いないようである。事実、知行受領者は、知行の人民の任意処罰権さえ公認されてはいなかったようである。例えば、或る知行の二人の住民が布商人を掠奪し、負傷させた時、知行受領者配下の駐在官は、この二人とその家族とを捕えて、最寄りの政府の城に引き渡し、奪われた布はこれを州の財務長官に届けたし、⁽¹⁵⁾ また、或る城砦守備官は、自己の知行の土着領主が反抗した時、彼とその一味とを捕えて、⁽¹⁶⁾ これらを自己の管掌する城に監禁するにとどめた。然し、かかる公的制度には、もう一つの重要な側面があったようである。即ち、知行受領者は、政府官憲が知行に任意に立ち入り、調査することを拒否する「不入の

特権」を認められていたのである。例えば、ラームギール県に勤務した一官僚は、政府の徴税官と郡書記とが、「自分の知行地域の村書記たち」(Kutikarniyan-i-mahā-i-jāgir-i-man) に対して、三年分の書類を持参して出頭せよと要求したことを不当とし、かかる事態はかつてなかったし、同地方の他の知行受領者たちもかかる要求を受けたことはなかったと強調し、これを県の長官に訴えた。長官は事態を調査し、徴税官と郡書記とは共に「不適當」(nah'āqil) な行為をしたと判断し、代りに知行受領者たち自身が、自分で県当局に徴収に関する報告を書くことを要求した。⁽¹⁷⁾

かかる「不入の特権」を承認された限り、知行に関する帝国政府の一般的監督はやはりかなり名目的なものに過ぎなかったのであり、知行受領者がその「徴収状態」の報告を県や州の当局に年々報告せねばならなかったとしても、それはかなり恣意的に作成され得たわけであり、規定の額を越えて収奪し得る可能性は大いにあった、と考えねばならない。そして事実、一七世紀後半に入ると、官職知行の荒廃を示す記録が私の依拠する史料にも散見されるようになるのである。

- (1) アーバーンはヘルシャ陽暦の八月で、ヒジュラ陰暦の月名とは異なる。
- (2) ダームは銅貨の単位。アクバルの治世に四〇ダームが一ノビーと定められたが、その後ダームの価値は徐々に下落していった。H. H. Wilson, *A Glossary of Judicial and Revenue Terms etc.*, Calcutta, 1940, p. 187.
- (3) *Shah Jahān*, No. 5, pp. 21—22.
- (4) 「諸徴収」は多様な名目を持つ一七乃至一八種類の付加税からなっていた。*Shah Jahān*, No. 90, 11/2/1654, p. 190.
- (5) *Aurangzeb*, A. R. No. 4966, 1/6/1671, pp. 97—8.
- (6) *Shah Jahān*, No. 56, 25/6/1644, pp. 121—24.
- (7) *Waqai*, Balda, Ellichipur, Sübah Berar, No. 7, 18/5/1661, text p. 86.
- (8) *Aurangzeb*, A. R. No. 4956, 5/1/1659, p. 1. "agar jama'rā az tābinān ba-jāgīrhā firsiādan zarfūr dānand bafarisand".
- (9) *Shah Jahān*, No. 98, 19/1/1656, p. 199.
- (10) Vide I. Habib, op. cit., pp. 283—86.
- (11) Ibid., pp. 273, 294—95.
- (12) *Waqai*, Sübah Baglāna, No. 11, 1/12/1661, text p. 134. "... va na-guzārad ke ahade az jāgīrdārān dast-i-tavaddi bar ri'yā dāriz numāyad qadaghan kunad ke ri'yā dar bardāshān-i-zamin ba-najr va hāghāt

(31) 一七世紀デカンにおけるムガル帝国の支配

koshish numāyand.”

(2) *Waqai, Qillah Gāhna*, No. 8, 7/11/1661, text p. 169.
 “Nūr Khān Lodi mansabdār az Pargana Lilang pesh
 Khwāja Burhāni amin barāe jamabandi āmadah ta-
 shkhish kardah rafī”.

(3) *Shāh Jahān*, No. 41, 3/12/1641, p. 90. “arz azin
 navishtah ānke man ke Mirzā Tātār Beg valad-i
 Azbak Khān am hāl-i-hāsili sana 1050 ba-dafdar-i
 Bakhshi-ul-Mulki sipurdam—agar tafāvat bar-āyad
 ba-dewāniyān-i-‘azām javāb gūyam—in chand ka-
 lana ba tariq-i-snad navishtah shud ke sāni al-hāl
 hujjat bāshad”.

(4) *Shāh Jahān*, No. 65, 19/7/1644, p. 139.

(5) *Waqai, Subah Baglāna*, No. 16, 18/1/1662, text p.
 139.

(6) *Waqai, Sarkar Rāmgīr*, No. 4, 5/5/1661, text p. 67.

三 官職知行制度の荒廢

知行制度そのものが収奪強化の大きな可能性を内包し
 ていただけではない。一六世紀末頃に比べると、一七世
 紀全般にわたって、知行受領の資格を持つ官僚の数が急
 激に増大したという事情も加わった。次の表が示すよう

位階保持官僚数

	アクバル時代	ジャハーンギ ール時代	シャー・ジャ ハーン時代
高 級 騎 5000 500 騎	249 人	439 人	563 人
中 級 騎 400 200 騎	163 人	438 人	不明
下 級 騎 150 10 騎	1388 人	2064 人	不明
合 計	1800人	2941 人	(20 騎以上) 8000 人

に、一六世紀末アクバルの治世に比べて、一七世紀中葉
 シャー・ジャハーンの時代に、「位階」を持つ官僚の数
 は四倍以上に増加したのである。(1) これら増大した官僚群
 に対し知行を与えるためには、恐らく当然に、俸禄額を
 削減せねばならなかった。既にシャー・ジャハーンの時
 代に、規定の年俸額の一〇ヶ月分から三ヶ月分を以って

年俸とする政策がとられていた。⁽²⁾ それだけではない。一七世紀後半になると、同一地域を同時に複数の官僚に対し、重複して知行とする事例が少なからず生じたようである。例えば、一六六一年五月一二日付の「情報」は、或る郡が既に二人の兄弟の共同の知行とされていたのに、別の官僚にも知行として与えられ、後者の代官たちが来て「追加徴収」(vaidi-sawaiti)を始めたので、双方に争いが生じ、数名の死者と負傷者が出たことを報じ、また同年五月二五日付の「情報」も、或る官僚の知行とされていた郡を、別の官僚が自分の知行として新たに与えられたものと称して力づくで取り上げた⁽³⁾と記している。同様に、同年一月の別の「情報」は、一官僚の知行の中に、別の官僚が知行を与えられたと報じている。⁽⁴⁾

恐らくこのような知行の不足を補うために、一六六〇年頃には、マラータの勢力から一時奪取したカリーヤン郡やサンガムネール郡に、官僚たちを「徴税請負人」(udhatkar)として任命したり、⁽⁵⁾更に、千人・五百騎の位階を以って新たに登用された一高級官僚の知行は、「バレンダ地域のシヴァージーたちの領土が、征服王朝(ムガル)の所有に帰した時に授与されるであろう」と

して、知行を未来の征服地に授与する事例さえ生じた。⁽⁷⁾ かかる事態において、一六六二年の一記録は、慣行に従って州総督が推挙した四名の人物を、皇帝は官僚として任用することを拒否したと記している。⁽⁸⁾ 然し、官僚採用の中止は永続する筈もなかった。一方で、デカンの二大ムスリム王国との戦闘は続けられねばならなかったし、そのうえ直ちに言及されるように、マラータ勢力の執拗な抵抗にも対処せねばならなかった。他方で、デカンの二大ムスリム王国から離脱し、ムガル帝国への転勤を希望する武将たちをも任用せねばならなかった。ムガル権力は、これらの武将について、位階に應ずる俸禄の四分の一を削減するという規則を定めて、順次採用して行かざるを得なかったのである。⁽⁹⁾

かかる状態は、当然に、一方では、後に言及されるように知行の一般的荒廃と、他方では、官僚たちによる知行の拒否、俸禄の国庫支給の要求とを結果したようである。私の依拠する記録には、俸禄の国庫支給の要求に直接に言及したものは見出されない。然し既に指摘されたように、アッラングゼーブの初期に、「国庫収入地域」が全国土の二割にまで増加したことは、官僚による知行

拒否の大きさを示唆している。然し、官僚の要求に応ずるには、帝国の財政的基礎はあまりにも虚弱であった、と思われる。そこから、逆に、俸禄の国庫支給を禁止し、知行制をあくまでも強行する政策が打ち出されてくる。

一六六七年七月三日付の一記録は次のように述べている。「アブドゥラ・シーラージーの息子たち、ムハンマド・アシュラフ(とムハンマド・アクバル)たちが(デカンへ)出発したのち、神聖なる御前ビゼンから、世界の畏伏する次の命令が発せられた。『アブドゥラ・シーラージーの例にならって、デカンの官僚たちは、彼ら(兄弟)に対しても知行給を与える筈であったのに、何故現金給を与えたのか。給与長官サフイー・カーンに命ずる。報告を提出せよ。デカンに任命を承認された官僚たちに対し現金給を与えるな。知行を与えよ。』⁽¹⁰⁾」

こうして、官僚群の増加、知行の不足と重複授与、国庫の窮迫、知行制度の強行が一種の悪循環を始めたようである。

かかる情況において、デカンの各地で土着領主たちはムガル権力に対し反抗を始めた。一六六二年一月の「情報」は、或る官僚の知行に居た土着領主が反抗し、

一味と共に捕えられて城に監禁されたと報じ⁽¹¹⁾、同年五月の別の「情報」は、別の郡の土着領主が県長官の権力に反抗し、双方に死傷者を出したのち、和議が成立したと伝え⁽¹²⁾、同じ頃の別の「情報」も、一官僚の知行に居た土着領主が反乱を起し、鎮圧に派遣された政府軍と戦ったのち、山中に逃げ込んだと報告している⁽¹³⁾。

かかる在地領主層の反乱に加えて、ムガル権力を一層の窮地に追い込み、知行の荒廃を大きく促進し、ムガルの支配体制の解体を押し進めたのは、言うまでもなくマラータの勢力であった。一六六一年一月の「情報」は、ジュンナル郡にシヴァージー配下の歩兵千名が現われて徴税を行っていると報じ⁽¹⁴⁾、それから一日後の「情報」も、この地域に二千名のマラータ歩兵が進駐して来た⁽¹⁵⁾と報告している。また翌年一月の一記録は、プーナに近いローハガル地域の諸村に、「邪悪なる敵の家来たち」が居住しているとの報告に接し、ムガル軍勢が襲撃し、七〇乃至八〇ヶ村を焼き払い、穀物を掠奪し、更に、近辺の村民たちが家畜と家財を伴って山中に逃散したのを追跡し、一千頭の家畜と約三百人とを捕え、そのうえ近傍の諸村にも放火し掠奪を行なった、と記している⁽¹⁶⁾。他

方、半ばゲリラ化したマラータ勢力の進攻も執拗に繰り返された。例えば一六七一年一月、ウドギール城皆守備官は、「ウドギール郡では、勝利の軍隊（ムガル軍）と邪悪なる敵とのために全農民が逃散して遠くへ行き二年間も帰らないので、物資は全く手に入らず、借金も出来ない」こと、またマラータ軍勢が「地租の四分の一を提供せよ。さもなければ（地域を）荒廃させるであろう」と威嚇したので、「商人たちまでが危険を避けてテランガ（地名）へ去って行った」ことを報告している。⁽¹⁷⁾ 同じ頃の別の記録では、アウサ城皆守備官も、「邪悪なる敵の軍勢が、掠奪の目的を以ってアウサ町に現われた。然し幸運にも彼らを撃退したので、彼らは町の城の近くには近付き得ない。たが彼らは私の知行を全く荒廃させてしまい、今だにその近辺に居る」と報告している。⁽¹⁸⁾ また同じ頃、別の一官僚は、「（マラータ軍勢が）（私の）全知行を征服し掠奪した。（私の）兵士には一タームも払い得ない。この城域では、兵士たちは徘徊して掠奪を行なっている。物資の援助を請願する。」と要請し、同時に、「私の徴収額は一万七千ルピーであるが、徴収しようにも、私の知行にはかかる場所は一ヶ所もない。か

かる場所で、家臣たちと家族とを維持せねばならない。従って、家臣たちが安心出来るように、上記の徴収額に相当する別の一ヶ所を、アンバル・ローシャンガオン郡に与えて頂きたい。」と請願している。⁽¹⁹⁾

かくして、官僚群の増加、知行の不足と重複授与、土着領主層の反乱、マラータ勢力の侵攻と占拠などにより、デカンにおける官職知行制度は混乱と荒廃の度合いを深めていった、と言うことが出来る。

- (1) S. M. Edwards & H. L. O. Garrett, *Mughal Rule in India*, Delhi, 1956, pp. 166, 178. 石田保昭『トマール帝国』(吉川弘文館、昭和四〇年)一三〇頁を参照。
- (2) *Shah Jahan*, p. vi. Edwards & Garrett, op. cit., p. 170. 石田保昭前掲書、一三一頁を参照。
- (3) *Waqat*, Balda Elchhipur, No. 4, 12/5/1661, text p. 84.
- (4) *Ibid.*, do., No. 8, 25/5/1661, text, p. 86.
- (5) *Ibid.*, Sübah Bagiana, No. 10, 25/11/1661, text p. 132. “……jāgrash az Pargana Lohir taghair shudah dar jāgr-i-Khwāja Beg valad-i-Qalandar Khān qillahdar-i-Qillah Julher hasb-ut-tajwiz-i-Umdat-ul-Mulk Amir-ul-Umara tafwiz giridiah…….”
- (6) *Aurangzeb*, A. R. No. 729, 25/11/1661, pp. 21—22.

- Ibid., A. R. No. 4969, 3/1/1662, p. 26.
- (7) Ibid., A. R. No. 761, 22/1/1659, p. 2. "az mahā-i-Sivā vagaira az muta'aliqat-i-Parendah ba-tasarruf-i-auliyai dautat-i-qāhira dar khvāhād āmad tankhvāh khvāhād yāft."
- (8) Ibid., A. R. No. 4990, 23/10/1662, pp. 36—7.
- (9) Ibid., A. R. No. 4959, 26/6/1668, pp. 63—4.
- (10) Ibid., A. R. No. 4996, 3/7/1667, p. 60.
- (11) *Waqā'i*, Sūbah Baglāna, No. 16, 18/1/1662, text p. 139.
- (12) Ibid., Balda Elichipur, Sūbah Berar, No. 12, 15/5/1662, text p. 88.
- (13) Ibid., do, No. 13, 16/5/1662, text p. 88.
- (14) Ibid., Qillah Junnar, No. 1, 19/11/1661, text p. 161.
- (15) Ibid., do, No. 2, 30/11/1661, text p. 162.
- (16) *Aurangzeb*, A. R. No. 632, 26/1/1662, p. 27.
- (17) Ibid., A. R. No. 30, 20/1/1671, p. 87.
- (18) Ibid., A. R. No. 164, 23/1/1671, p. 91.
- (19) Ibid., A. R. No. 172, 2/1/1671, p. 77.

四 結 語

一七〇七年アッラングゼーブが死去すると間もなく、

ムガル帝国は事実上の分解を開始する。一方で、各州の総督は、皇帝に対して名目的な恭順を示しながら、独立化の傾向を示し始め、他方で、マラータの軍勢は、中部インドから北部インドにかけて広大な地域を席卷し、ブーナを中心とする一大連合王国を樹立して行く。またバンジャールではシク教徒の建国が見られ、デリーの近辺でも、ジャート族やラージプート族の抵抗と反乱が繰り返された。このムガル帝国の解体と没落には幾つかの主な原因を挙げることが出来るであろう。例えば、第一に、ムスリム諸王朝に特に顕著な、帝位相統原則の欠如、それによる皇子たちとの間の血腥い帝位相統争い、そしてそれを一つの契機とする貴族・高官の間の派閥争争などは、分解と没落を早めた直接の原因の一つであった。第二に、皇帝と官僚との支配・服従の関係が、必ずしも双方の明確な権利と義務とを伴なう契約原則に基づくものでもなく、また強固な忠誠的心情によって裏打ちされたものでもなく、むしろ、僥倖を求めて西アジアから来印し、たまたま帝国に仕えた官僚たちが、官職によって権力と富とを獲得し得た限りにおいて、忠誠と勤務に従うという甚だ実利的な関心しか持ち得なかったことも、帝国の分

解と没落のもう一つの重要な原因であったと言うことが出来る。然し、そのほかに、右の如き主従関係に裏づけられた官職知行制による苛酷なる収奪、土着領主層の反乱、マラータ勢力の台頭などによる軍事的財政的破綻もまた決定的に大きな原因であったと考えねばならないで

あろう。ムガル帝国の没落は、一七世紀後半、アウラングゼーブの治世に、まさにデカンにおいて始まったようだとすることが出来る。

(昭和四四年四月二七日脱稿) (一橋大学助教授)